

容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価書（概要）

（政策の総合性を確保するための評価）

通知先：財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省
通知日：平成15年1月28日

評価の対象とした政策等

○ 評価の対象とした政策

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）及び法第3条第1項により定められた「基本方針」に基づく一般廃棄物としての容器包装廃棄物のリサイクルの促進等に関する政策（以下「容器包装リサイクル政策」という。）

○ 評価の観点

本評価は、関係行政機関（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省）により総合的に推進することとされている容器包装リサイクル政策が、その趣旨に沿って実施されることにより所期の効果を上げているかについて、一括して、全体として評価

○ 政策効果の把握の手法

容器包装リサイクル政策の実施に伴い、1) 容器包装の減量化（リデュース）、容器包装の再使用（リユース）及び容器包装廃棄物の再生利用（リサイクル）に係る事業者、消費者、市町村による取組にそれぞれ全体としてどのような変化があったか、2) これら取組の結果もたらされると想定されている容器包装廃棄物の減量及び再生資源としての利用の状況に全体としてどのような変化があったか、を可能な限り定量的に把握

○ 評価担当部局：総務省行政評価局

政策効果の把握の結果

1 減量化（リデュース）の取組の状況

1) 事業者は法の施行（平成9年4月）後、容器包装の軽量化等の取組を実施

（例）容器包装の薄肉化等の取組を法の施行後に実施しているもの24パーセント（このうち法の施行が動機になっているもの60パーセント）等

2) 法の施行が消費者の減量化の取組の進展に結びついていることが推察

分別収集実施の市町村では法の施行に伴い普及・啓発に積極的に取り組む。減量化に取り組む者の割合は、これら市町村の方が高い。

（分別収集の実施市町村）（分別収集の未実施市町村）

（例）過剰包装を避ける者の割合 → 38パーセント 25パーセント

2 再使用（リユース）の取組の状況

1) 事業者は法の施行後、新たなリターナブル容器（ビールびん等繰り返し使用が可能な容器）の採用等再使用の促進に資する取組を実施

（例）新たなリターナブル容器を採用したもの4パーセント（このうち法の施行が動機になっているもの32パーセント）

超軽量の統一規格リターナブルびんを開発、使用

2) リターナブルびんの出荷量は、法の施行前後を通じて遞減傾向

（例）出荷量の推移：450万トン → 275万トン（▲175万トン、▲39パーセント）（平成8年→12年）

※ リターナブルびんの出荷量が減少している背景事情

- 消費者のライフスタイルの変化もあり、軽く携帯性を有するペットボトルなどが多く選択、購入等
- 事業者にとって、リターナブルびんは回収等に要するコストが割高とする意見有り、使用に躊躇（ちゅうちよ）
- リターナブルびんの回収を図る機能を主に担ってきたと推測される酒類販売専門店等が減少

3 容器包装廃棄物の再生利用（リサイクル）の取組の状況

(1) 容器包装廃棄物の分別収集に係る取組の法の施行後における進展状況

1) 法の施行前と比べ容器包装廃棄物の分別収集の実施市町村数の割合が上昇

- 65パーセント → 98パーセント (平成7年度→13年度)
- 2) 容器包装廃棄物の分別収集量は、各品目とも年々増加
 (例)ペットボトル 7.6倍、飲料用紙パック 2.0倍等 (平成9年度→13年度)
- ※ 市町村において容器包装廃棄物の分別収集を実施していない又は実施品目が一部にとどまっている理由
 収集・運搬等に要する費用負担が困難、分別排出に対する住民の協力等を得ることが困難等

(2) 再商品化に係る取組の法の施行後における進展状況

- 1) 事業者による再商品化量は、年々増加
 (例)ペットボトル 13倍、ガラスびん 3.4倍 (平成9年度→13年度)
- 2) 事業者は、再商品化しやすい容器包装の使用等の取組を実施
- ※ 再商品化により得られた物を原材料とする製品に対する消費者の購入意欲
 価格、品質、デザイン等が新品と同様とした場合も、日用の消耗品については高い一方、衣類等については低い。

4 容器包装廃棄物の減量及び再生資源としての利用の状況

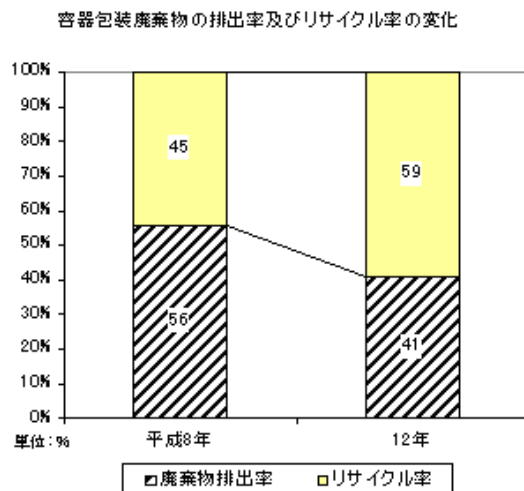
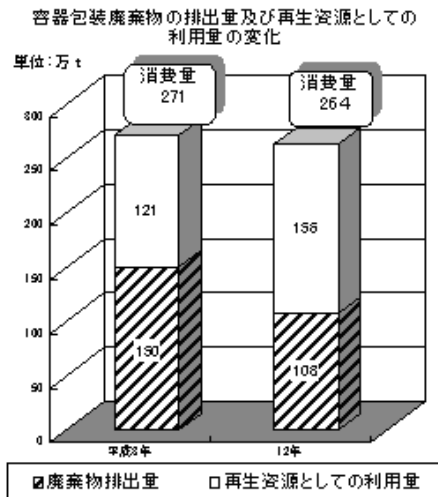
○ 当省が関係省及び関係団体の資料を基に、独自に推計

(1) 容器包装廃棄物の法の施行前後での状況

- 1) 排出量は減少: 150万トン → 108万トン(▲.43万トン、▲.28パーセント) (平成8年→12年)
- 2) 排出率も低下: 56パーセント → 41パーセント(▲.15ポイント) (平成8年→12年)
 (注)排出率: 容器包装廃棄物の排出量/容器包装の消費量
- 3) 排出量の減量度合いは、一般廃棄物(除く容器包装廃棄物)のそれよりも大
 容器包装廃棄物▲.9パーセント: 一般廃棄物(除く容器包装廃棄物)▲.1パーセント (平成8年度→11年度)

(2) 容器包装廃棄物の法の施行前後での再生資源としての利用の状況 (平成8年→12年)

- 1) 再生資源としての利用量は増加: 121万トン → 156万トン(35万トン、29パーセント増加)
- 2) リサイクル率も上昇: 45パーセント → 59パーセント(15ポイント上昇)
 (注)リサイクル率: 容器包装廃棄物の再商品化量/容器包装の消費量



評価の結果及び意見

- 本政策は3R(減量化(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル))に係る事業者、消費者、市町村の取組を推進することにより、最終的に容器包装廃棄物の減量及び再生資源としての利用の促進という効果が発現されるもの
- 前述のとおり、法の施行後、3Rに係る取組は進展
- 3Rに係る取組に伴う効果の発現である容器包装廃棄物の減量等の状況については、既存のデータが存在しない。このため、当省において関係省及び関係団体の資料を基に、独自に推計
 これらについて、法の施行前後で比較してみると、1)その排出量及び排出率はいずれも減少又は低下

している一方、2)その再生資源としての利用量及びリサイクル率はいずれも増加又は上昇

さらに、容器包装廃棄物とそれ以外の一般廃棄物について、同一期間における排出量の変化を比較すると、容器包装廃棄物の排出量に係る減量度合いが高い。

- これらは、本政策の実施に伴う関係行政機関による総合的な取組の推進が一定の効果を上げていることを示しているものと考えられる。

なお、今回の調査の過程において、リターナブル容器の出荷量の減少、市町村における分別収集の実施状況、再商品化製品に対する消費者の意識等の政策に係わる背景事情や実態が判明したことに伴い、評価書に付する意見は以下のとおり。

- リターナブル容器の出荷量の減少等に対応し、1)リターナブルびんなどのリターナブル容器の環境面でのメリットを明らかにしそれを消費者に示すこと、2)リターナブルびんなどのリターナブル容器の使用の事業者メリットを一層増大させるなどの方策を検討することが望まれる。
- 分別収集を実施していない又は実施品目が一部にとどまっている市町村においては、より踏み込んだ容器包装廃棄物の分別収集の実施に向けた取組が望まれる。
- 再商品化により得られた物の用途の拡大については、技術開発等により、価格、品質面の改善を図り、あるいは、一般消費者向け以外の製品の用途を開拓していくことについて検討の余地があると考えられる。
- 本政策の効果的な実施を図る上で、また、本政策について分別収集等に係る費用負担の在り方を見直すべき(拡大生産者責任の徹底)等の重要な指摘に対しての議論を深める上でも、市町村の容器包装廃棄物に係る分別収集費用等のデータが体系的・継続的に把握されることが望まれる。